

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

本町ではこれまで、杉原千畝氏の人道の精神に基づき、人権に関わる多様な施策を精力的に進めてきました。また、町民にとどまらず国内外の人々に対しても、杉原千畝氏の精神を伝えるための啓発活動や拠点整備に取り組んでいます。2017年（平成29年）に策定した「第5次八百津町総合計画」においても、まちづくりの将来像を「ひとと自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」、まちづくりの基本的視点の一つを「杉原千畝氏の人道精神」とし、人道精神は町民が主体的に守り、引き継ぐものとしています。

一方で2018年（平成30年）に実施した人権に関するアンケートでは、町民の人権に関する認識が十分でない結果もみられました。本町が名実ともに「人道のまち」となるためには、町民一人ひとりが思いやりや支え合いの精神を身につけ、行動に移せることが求められます。またそのためには、町民が安心して、いきいきと暮らせるまちであることも大切です。

本指針は、こうした思いから基本理念を「一人ひとりが人道精神を受け継ぐ 思いやりのあふれるまち やおつ」と定め、本町の現状・課題を踏まえながら、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組みます。

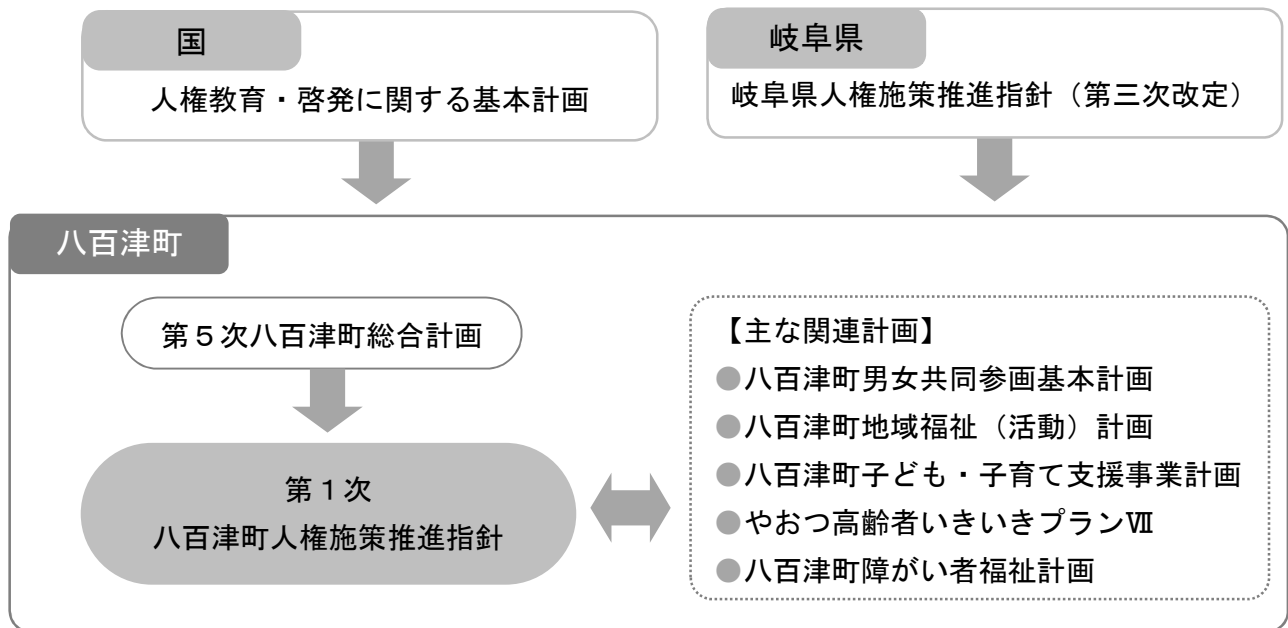
基本理念

一人ひとりが人道精神を受け継ぐ 思いやりのあふれるまち やおつ

2 指針の位置づけ

本指針は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針」をはじめ、国や岐阜県の関連計画の内容を踏まえるものとします。

また、本町の最上位計画である「第5次八百津町総合計画」をはじめ、八百津町の関連計画との整合を図ります。



3 指針の期間

本指針の期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や町の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

													(年度)	
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2029	
		第1次八百津町人権施策推進指針												

4 指針の推進

(1) 推進体制

人権にかかわる課題は多岐にわたり、社会潮流の変化とともに個々の課題が多様化・複雑化しています。すべての町民の差別意識を解消し、人権尊重の意識を高めていくために、本指針が広く町民に浸透するよう、様々な機会を捉えて積極的な周知に努めます。

また、本指針を総合的かつ効果的に推進するために、県や近隣自治体との緊密な連携を図るとともに、教育機関、企業等事業所、民間団体やボランティア等、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係を構築し、人権尊重の社会の実現を目指します。

(2) 進行管理

本指針に掲げた取り組みについて、毎年、実施状況や進捗状況等について点検し、適切な進行管理を行い、その結果を以後の施策に反映させます。

また、人権を取り巻く社会情勢の変化や、国や県の取り組み状況等を踏まえ、本指針を変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行います。

5 施策体系

基本理念に基づき、以下のような体系で人権にかかわる取り組みを推進します。

人権教育・啓発の推進

1

**家庭・地域における
人権教育・啓発**

施策1 家庭における人権教育・啓発
施策2 地域における人権尊重の環境づくり

2

**学校等における
人権教育・啓発**

施策1 教育活動を通じた人権尊重意識の醸成
施策2 安心して学習できる環境の充実
施策3 教職員・保育士等の資質の向上

3

**職場における
人権教育・啓発**

施策1 行政における人権教育・啓発の充実
施策2 企業等への人権教育・啓発

重要課題における人権施策の推進

1 女性

- 施策1 男女共同参画や男女平等の意識づくり
- 施策2 女性の社会参加の促進
- 施策3 女性への暴力の根絶と被害者支援
- 施策4 家庭と仕事の調和の推進

2 子ども

- 施策1 子どもの人権を尊重する意識づくり
- 施策2 子どもへの人権教育の推進
- 施策3 いじめや不登校への対策の推進
- 施策4 虐待等の暴力の根絶と被害者支援
- 施策5 子育て支援体制の充実

3 高齢者

- 施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
- 施策3 高齢者の社会参加の促進
- 施策4 高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

4 障がい者

- 施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進
- 施策3 障がい者の自立支援と社会参加の促進
- 施策4 相談体制や情報提供体制の充実
- 施策5 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

5 同和問題

- 施策1 同和問題についての教育・啓発
- 施策2 相談体制の充実
- 施策3 えせ同和行為の根絶

6 外国人

- 施策1 国際理解や外国人の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 外国人が安心して暮らせるまちづくり

7 感染症患者

- 施策1 感染症についての正しい理解促進
- 施策2 感染症患者が安心して暮らせる体制整備

8 その他の人権

- インターネットによる人権侵害
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者やその家族
- 性的指向・性自認を理由とする人権問題
- 災害に伴う人権問題
- ホームレス
- アイヌの人々
- 北朝鮮当局による拉致問題等
- 人身取引（トラフィッキング）

6 重点事項

重点事項 1 学校等における人道教育の推進

子どもの豊かな心や思いやりを育むためには、早いうちから人道精神を学び伝えることが大切です。本町は、杉原千畝氏が生まれ育ったまちという特色を活かし、保育・教育の現場において、多様な方法で人道教育を推進します。

具体的な取り組み

- 町内すべての小中学校において、杉原千畝氏の功績や、世界の人権問題及び児童生徒の学習結果を展示した「人道の部屋」の設置し、基本的人権を尊重する心を育てます。
- 小中学校において、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や、杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行い、人道精神の学びを推進します。
- 幼少期から思いやりの心を育むため、保育園において、人権紙芝居の読み聞かせを行います。
- 杉原千畝氏が赴任していたリトアニアと、ホロコーストが行われたポーランドへ中学生を派遣し、研修やホームステイを通じて、人道精神や国際感覚を養います。

重点事項 2 国内外への人道精神の発信

「杉原千畝の心を育んだまち」として、杉原千畝氏の人道精神や命の大切さ、世界平和を、本町の住民はもちろん、観光客等を通じて国内外へ発信します。

具体的な取り組み

- 杉原千畝記念館や人道の丘を起点とし、町内外だけでなく、国内外からの来訪者に対して人道精神について発信します。
- 千畝氏の命日前後を「杉原ウィーク」とし、杉原千畝記念短歌大会等の各種イベントを行います。
- 異文化交流サークルによる外国人訪問客へのおもてなし交流体験を通して、まちの文化や魅力、思いやりの心を発信します。

また、町内の全ての小中学校に杉原千畝氏の功績や子どもたちの人道教育の学習内容等を展示した「人道の部屋」を設置しています。